

子どもの医療費無料制度

# 中学校卒業までに

～通院・入院とも～

今年  
8月  
から

子どもの医療費（保険診療分）を窓口で無料にする制度（所得制限あり）を、通院も中学校卒業（満15歳になった年度末）まで広げることが、2月定例市議会で決まりました。

県が実施している乳幼児医療費助成制度（通院・入院とも小学校就学前まで、所得制限あり）を拡大させるものです。

市への対象年齢の引き上げを求める署名や交渉などの市民運動が広がり、議会のはたらきかけもあって、市長が2月市議会に提案しました。

新たに対象となる世帯については、市から申請書が送られてくることになっています。

県内でも市町村が県制度を広げて、18歳まで実施する自治体が増えてきています。



日本共産党市議会だより(号外) 2016年4・5月

日本共産党和歌山市議員団 電話 073-435-1113(直通)  
FAX073-421-4181 ホームページ <http://jcpwkym.sakura.ne.jp>

# 県内市町村の子どもの医療費助成制度

2016年4月

(市町村資料より作成)

## 通院・入院とも中学校卒業まで (所得制限あり)

和歌山市 (8月から)、橋本市

## 通院・入院とも中学校卒業まで (所得制限なし)

海南市、紀の川市 (8月から)、有田市  
岩出市 (小中学生の通院は2 / 3助成)  
かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町  
有田川町、美浜町、由良町、串本町 (8月から)、那智勝浦町  
太地町、古座川町  
白浜町 (就学前は所得制限あり、小・中学生はなし)

## 通院・入院とも小学校卒業まで (所得制限なし)

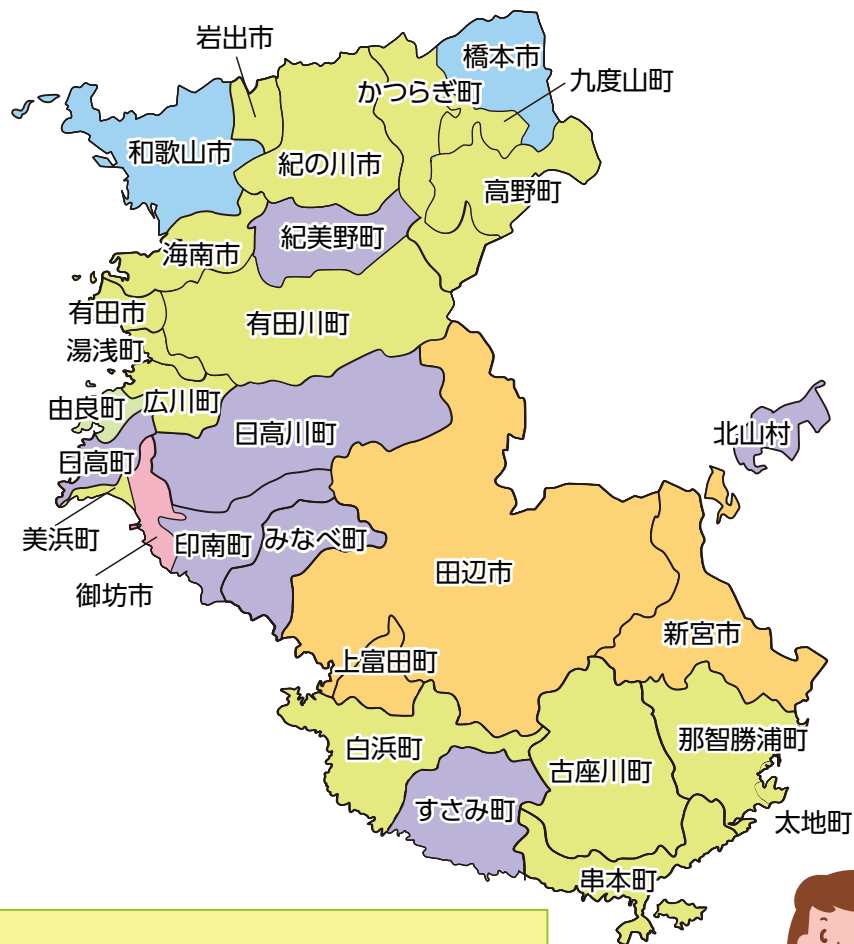
御坊市

## 通院は就学前まで、入院は中学校卒業まで (所得制限なし)

田辺市、新宮市、上富田町

## 通院・入院とも18歳になった年度末まで (所得制限なし)

紀美野町、日高町、日高川町、みなべ町、印南町、すさみ町、北山村



## 所得制限の額 (扶養者の前年所得)

扶養人数	所得制限額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
1人増すごとに38万円加算	
老人扶養、障がい者、寡婦などの控除があります	

子どもの医療費助成制度は、市町村で年齢の引き上げや所得制限の廃止などの努力がされています。

日本共産党は自治体への改善要求と合わせて、国の制度として実施するよう求めています。国の制度にすれば、市町村での改善がすすむことにもなります。

